

処理を委託する場合の基準

1 産業廃棄物の委託基準（政令6条の2）

事業者は、産業廃棄物の処理（収集、運搬又は処分）を他人に委託する場合、次の基準に従って行わなければなりません。

(1) 委託できる者の一例

- ① 運搬については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を有し、委託しようとする産業廃棄物の運搬が許可事業の範囲に含まれている者
- ② 処分については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有し、委託しようとする産業廃棄物の処分が許可事業の範囲に含まれている者

(2) 委託契約は書面により各々締結することが必要です。また、契約終了日から5年間保存しなければなりません。契約書には許可証の写し等を添付し、かつ次の事項に関する条項を記載する必要があります。

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬を委託するときは、その最終目的地の所在地
- ③ 処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地・その方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力
- ④ 中間処理業者に処理を委託するときは、中間処理後に残った産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分に係る施設の処理能力
- ⑤ 委託契約の有効期間
- ⑥ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑦ 受託者の事業の範囲
- ⑧ 運搬に係る委託契約については、受託者が積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- ⑨ ⑧の場合において委託契約に係る産業廃棄物が政令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、その積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- ⑩ 委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ア 性状及び荷姿に関する事項
 - イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - エ 廃パソコン、廃テレビ等であって、JIS C0950号に規定する有害物質含有マークが付されたものである場合には、そのマークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - カ その他取り扱う際に注意すべき事項
- ⑪ 委託契約期間中における上記性状情報の変更時の情報伝達方法に関する事項

⑫ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項

⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

注) 処理委託標準契約書については(社) 全国産業資源循環連合会のホームページをご参照ください。

アドレス <https://www.zensanpairen.or.jp/>

2 特別管理産業廃棄物の委託基準（政令第6条の6、規則第8条の16）

事業者が特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬又は処分）を他人に委託する場合、前頁の「産業廃棄物の委託基準」に加えて、受託者に対し次の事項をあらかじめ文書で通知しなければなりません。

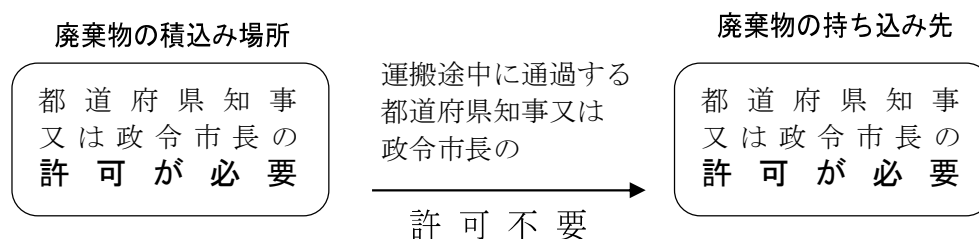
- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項

3 処理を他人に委託する場合の確認事項

- (1) 許可内容の確認

- ① 産業廃棄物の処理を委託する場合には、受託者がその処理を適正に行う許可を有していることを確認する必要があります。
- ② 許可には、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の4種類があります。
- ③ 収集運搬業者は、産業廃棄物を「積込む場所」と「降ろす場所」のそれぞれの区域を管轄する都道府県知事の許可が必要です。

ただし、政令市内に積替え保管施設を設置する場合、もしくは都道府県内において一の政令市の区域内のみで廃棄物の積み込み・積み降ろしを行う場合は、当該政令市長の許可が必要となります。



- ④ 処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）は、その処理施設の設置場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可が必要です。
- ⑤ 許可を有しているかどうかを確認するには、許可証の提示を求めるか、都道府県又は政令市の産業廃棄物担当部局へお問合わせください。なお、業者によっては、自治体ごとに有している許可の内容（取扱うことのできる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類など）が異なる場合がありますので、注意してください。
- ⑥ 許可証には、事業の範囲として次の事項が記載されていますので、委託しようとする産業廃棄物及びその処理方法が適当であるかを確認してください。

ア 取扱うことのできる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類

イ 収集運搬業については、「積替え・保管」を含むか含まないかの別

ウ 処分業については、「破碎・焼却等の中間処理業」、「最終処分業」の別

- ⑦ 許可証には、許可の有効期限（５年間（優良認定業者は７年間））が記載されていますので、許可期限が過ぎていないことを確認してください。

(2) 許可証の具体例

許可番号 第 0 6 9 0 1 ※※※※※号

産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

住 所 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

氏 名 ○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 ○ ○ ○ ○

許 可 の 年 月 日 令和 年 4 月 1 日

許可の有効期限 令和 年 3 月 3 1 日

1 事業の範囲

(積替え・保管を含まない。)

- 1 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）
- 2 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 3 金属くず
- 4 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 5 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 5 種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(積替え・保管を含む。)

- 1 廃油
- 2 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）
- 3 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 3 種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 許可の条件 なし

3 許可の更新又は変更の状況

平成 2 2 年 4 月 1 日 新規許可 平成 2 7 年 4 月 1 日 更新許可

4 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 (無)

① 許可の種類

前頁の許可証の例では、許可の種類は「産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含む。）」です。この許可だけでは産業廃棄物の処分業を行うことはできません。また、特別管理産業廃棄物の収集運搬を行うこともできません。

なお、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」の許可だけでは、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を扱うことはできません。

② 取扱うことのできる産業廃棄物の種類

許可証の例では、取扱うことのできる産業廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の8種類です。ただし、収集運搬途中の積替え・保管を行えるのは廃油、廃酸、廃アルカリの3種類のみで、その他の産業廃棄物である汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の5種類については、運搬途中の積替え・保管を行うことはできず、排出場所から処分場（中間処理施設又は最終処分場）まで直送する必要があります。

③ 許可の有効期限、許可を行った都道府県・政令市も確認してください。

(3) 適正処理の確認義務（法第12条第7項、法第12条の2第7項）

（特別管理）産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるよう努めてください。

(4) 処理の委託契約の締結（書面による二者契約）

（法第12条第6項、法第12条の2第6項、政令第6条の2第4号、政令第6条の6）

① 排出事業者が（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ書面により契約を締結してください（36～37頁参照）。

② 神戸市の許可を受けている処分業者（中間処理業者）の情報提供は、本市ホームページにて行っています。

「神戸市内の産業廃棄物中間処理業者一覧」（ただし掲載希望者のみ。）

アドレス <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/chukanshorigyousha-itiran.html>

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）による処理の確認及びその保存

産業廃棄物管理票交付者は、産業廃棄物の処理が完了した後、収集運搬業者及び処分業者から返送される産業廃棄物管理票により、処理が適正に完了したことを確認し、5年間保存しなければなりません。

(6) 適正な処理料金の負担

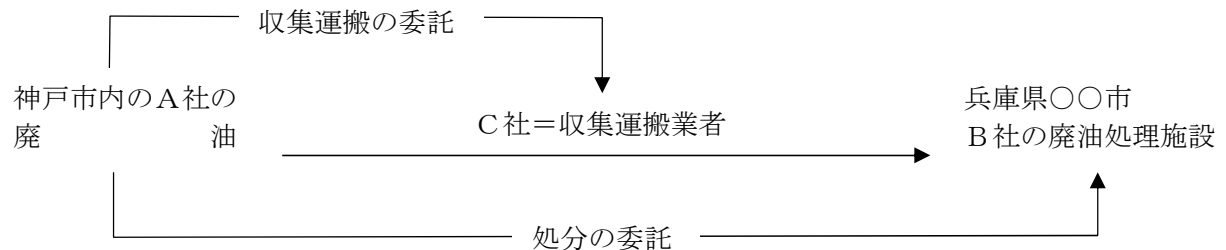
廃棄物を適正に処理するためには、処理内容に見合った費用を負担しなければなりません。

産業廃棄物の処理について、適正な処理料金を負担していないとき、不法投棄等の不適正処理が発生した場合は、排出事業者にも不適正処理に関する現状回復等（不法投棄物の撤去）の措置命令（法第19条の6）を受ける場合があります。

廃棄物の適正処理には、相応の経費がかかるという理解と認識が必要です。

(7) 委託の具体例

＜内容＞ 神戸市内のA社から排出された廃油の処分を兵庫県〇〇市にあるB社に委託し、A社からB社までの収集運搬をC社に委託しようとする場合



① 確認事項

- ア B社は、産業廃棄物処分業の廃油の許可を兵庫県知事（〇〇市が政令市である場合は、当該政令市長）から受けているか。
- イ C社は、産業廃棄物収集運搬業の廃油の許可を兵庫県知事から受けているか。
- ウ B社及びC社の許可の有効期限は過ぎていないか。
- エ 処理施設や収集運搬器材（車両等）などは適正か。

注）A社の排出する廃油が特別管理産業廃棄物である場合には、B社は特別管理産業廃棄物処分業の、C社は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をそれぞれ受けている必要があります。

② 委託契約

- ア A社はB社との間で、中間処理の委託契約を締結しなければなりません。契約書には中間処理にかかる許可証の写しが添付されている必要があり、また、当該産業廃棄物にかかる最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力にかかる事項についての記載も必要となります。
- イ A社はC社との間で、A社からB社の処理施設までの収集運搬業務の委託契約を締結しなければなりません。
- ウ 契約は、収集運搬業者及び処分業者それぞれと書面により締結しなければなりません。A社が収集運搬業者のC社との間で中間処理業務までを含めた委託契約をすることは委託基準違反となりますので注意してください。